

令和 7 年度障害者就労モデル事業委託評価基準

プロポーザル審査は、企画提案書等の関係書類及び参加者からの説明等について、以下の評価基準に基づき実施する。

	評価項目	評価基準
1	企画力 (15 点)	事業所及び就労支援の事業実績は顕著であるか。
2		企画提案の内容は、庁内に限らず広く障害のある人の就労に関する普及・啓発ができるものか。
3		障害のある人の就労に関する普及・啓発の方法は効果的かつ適正であるか。
4	事業計画 (25 点)	企画提案の内容は、障害のある人が働く喫茶コーナーを効果的に活用したものであり、実現可能なものか。
5		収支計画は、現実的かつ適正か。
6		公的機関と連携するなど、適正な求人計画となっており、採用における基準は、障害のある人が働く喫茶コーナー運営にあたって適正なものか。
7		企画提案の内容は、訓練として実効性があるか。
8		障害のある人の就労支援の方法・方向性は、従事する業務とリンクした適正なものか。
9	管理体制 (5 点)	当該事業を適切に遂行できる指導員の配置計画となっているか。
10	広報 (5 点)	モデル事業として、企業及び障害福祉サービス事業所への効果的な普及方法の提案がなされているか。